

チケッ ト 申 込 規 約

(定義)

第1条 本チケット申込規約（以下「本規約」といいます。）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) チケット 当社の研修サービスの受講料金の支払いのために本規約に基づき当社が契約者に提供する研修コースチケット
- (2) 契約者 購入契約を当社と締結し、チケットの提供を受ける者
- (3) 購入契約 当社と契約者との間に締結されるチケットの購入に関する契約
- (4) 購入契約等 購入契約及び本規約
- (5) アシストID 利用者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (6) パスワード アシストIDと組み合わせて、利用者とその他の者を識別するために用いられる符号

(通知)

第2条 当社から契約者への通知は、購入契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者のチケット購入条件その他購入契約の内容は、変更後の新規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30日の予告期間をおいて、変更後の新規約の内容を契約者に通知するものとします。

(チケットの申込み)

第4条 チケットの申込者は、当社のウェブサイト上に掲載する手続き、又はチケット申込書のFAXによる郵送その他当社が別途指定する方法によって申込を行い、会社名・住所・購入責任者の氏名・電話番号・購入枚数その他当社の別途定める事項について正確かつ最新の情報をチケット申込書その他に記載して提供するものとします。

(購入契約の締結等)

第5条 チケットの申込者は本規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、チケットの申込者が申込を行った時点で、当社は、チケットの申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 当社は、前項その他本規約の規定にかかわらず、チケットの申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、購入契約を締結しないことができます。

- (1) チケットに関する購入契約等に違反したことを理由として購入契約を解除されたことがあるとき
- (2) チケット申込書その他に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
- (3) 購入契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) その他当社が合理的事由により不相当と判断したとき

3. 当社は、チケットの申込を受けてから1週間以内に契約者に対して、チケット代金の請求書を発行するものとし、チケットの申込者が請求書を受領した時点又は申込から1週間が経過した時点で、申込日に遡って購入契約が有効に成立するものとします。

(チケット代金)

第6条 契約者は、当社が当社のウェブサイト上、又はその他で掲示するチケット代金を支払うものとします。

2. チケット代金は、特段の合意がない限り、チケットの発送日が属する月の翌月の最終営業日までに、当社指定の銀行口座に振り込むものとします。振込手数料は契約者負担とします。

(代金の払戻し)

第7条 当社は、購入契約が成立した後は、正当な理由がある場合を除き、チケット代金の払戻しには一切応じないものとします。

(チケットの提供)

第8条 当社は、第5条第3項の請求書とともに、郵送その他当社が適当と判断する方法によって契約者に対し、チケットを提供するものとします。ただし、当社の判断でチケット代金の支払いを確認後に提供する場合があります。この場合、当社は契約者に対し事前に通知するものとします。

(チケットの再発行)

第9条 当社は、提供後のチケットについては、紛失・盗難・破損等いかなる理由による場合でも、再発行をしないものとします。

(有効期限)

第10条 チケットの有効期限は、チケットの申込日が属する月の翌月1日より1年間とします。ただし、当社の指定により有効期限が短縮されることがあります。有効期限が短縮されるチケットについては、申込時点で当社のウェブサイト上、又はその他で掲示するものとします。

2. 契約者は、特段の合意がない限り、有効期限を経過したチケットを利用することはできないものとします。

(自己責任の原則)

第11条 契約者は、チケットの購入及び利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者(国内外を問いません。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者がチケットの購入及び利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. チケットの購入及び利用に関して契約者が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

(購入責任者)

第12条 契約者は、チケットに関する購入責任者をあらかじめ定めた上、当社へ通知するものとし、チケットに関する当社との連絡・確認等は、原則として購入責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、購入申込書に記載した購入責任者に変更が生じた場合、当社に対し、速やかに通知するものとします。

(アシストID及びパスワード)

第13条 契約者は、アシストID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないと

ともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。アシストID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のアシストID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。

2. 第三者が契約者のアシストID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての受講料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりアシストID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

（禁止事項）

第14条 契約者はチケットの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) チケットの内容を改ざん又は消去する行為
- (3) 購入契約等に違反して、第三者にチケットを利用させる行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (7) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) 第三者になりすましてチケットを利用する行為
- (9) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (10) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3. 当社は、チケットの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、チケットの利用を一時停止することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為を監視する義務を負うものではありません。

（秘密情報の取り扱い）

第15条 契約者及び当社は、チケット購入のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、購入契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

2. 本条の規定は、契約者によるチケット利用後も有効に存続するものとします。

（個人情報の取り扱い）

第16条 契約者及び当社は、チケット購入のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）をチケット購入目的の範囲内でのみ使用し、第三者

に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関する
ことを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 本条の規定は、契約者によるチケット利用後も有効に存続するものとします。

(免責等)

第17条 当社の責に帰すべき事由により又は当社が購入契約等に違反したことにより利
用者に損害が発生した場合については、当社に故意又は重過失が認められる場合を除き、
チケット代金を限度として契約者に現実に発生した通常かつ直接の損害の賠償をする
ものとします。

2. 購入契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前項の範囲に限られる
ものとし、当社は、天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力その他当社の責に帰すべからざ
る事由により契約者に発生した損害については、賠償の責任を負わないものとします。

3. 当社は、契約者がチケットを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛
争等について一切責任を負わないものとします。

(反社会的勢力に該当しないことの保証)

第18条 当社及び契約者は、次の事項を表明し、保証するものとします。

(1) 自己及び自己の関係会社が反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等
に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいいます。以下同じ)で
ないこと、反社会的勢力でなかったこと。

(2) 反社会的勢力を利用しないこと。

(3) 反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉、信用を毀損もしくは業務の妨害
を行い又は不当要求行為をなさないこと。

(4) 自己の主要な出資者もしくは役職員又は自己の主要な出資者の役職員が反社会
的勢力の構成員でないこと又はなかったこと。

2. 当社及び契約者は、前項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を
報告するものとします。

(準拠法及び合意管轄)

第19条 購入契約等の準拠法は抵触法の原則を参照せず日本法とし、購入契約等に関す
る訴訟については東京地方裁判所(本庁)を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第20条 購入契約等に関して疑義が生じた場合は信義誠実の原則に従い協議して円満な
解決を図るものとします。

以上